

工事における入札・契約の過程に係る苦情処理の手続に関する事務処理要領

平成14年3月29日付 監第2201号
(土木建築部長より各発注機関の長あて)

第1 趣旨

この要領は、県が発注する工事に係る入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するための手続について、必要な事項を定めるものとする。

第2 対象工事

苦情処理の対象とする工事は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札に付する工事(特定調達契約の対象工事を除く。)
- (2) 指名競争入札に付する工事
- (3) 随意契約による工事

第3 一次苦情申立て

1 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲

苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 一般競争入札

競争参加資格認定申請書等を提出し、契約担当者による当該工事について競争参加資格を認めない旨及びその理由(以下「不認定理由」という。)の通知を受理した者で、当該不認定理由について不服があるものは、契約担当者に対して当該理由についての説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

当該入札と同一の工事種別に係る入札参加の有資格業者で、当該指名競争に参加する者として指名されなかったことに対して不服があるものは、契約担当者に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

(3) 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に定める建設工事の種類について建設業の許可を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかったことに対して不服があるものは、契約担当者に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

2 苦情申立ての方法

苦情の申立ては、次に掲げる期間内に、書面により、契約担当者に対して行わなければならない。

- (1) 前項(1)に掲げる苦情については、入札に参加する資格がない旨の通知を受理した日の翌日から起算して5日(大分県の休日定める条例(平成元年大分県条例第21号)第1条に定める県の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内
- (2) 前項(2)に掲げる苦情については、契約担当者が指名業者一覧表の公表を行った

日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

- (3) 前項(3)に掲げる苦情については、契約担当者が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内

3 苦情申立てへの回答

苦情の申立てがあった場合は、契約担当者は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面（以下「回答書」という。）により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答までの期間を延長することができるものとする。

4 苦情の申立ての却下

契約担当者は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる理由があるときは、その申立てを却下することができるものとする。

5 苦情申立てについての教示

契約担当者は、苦情申立てができる旨の教示を次のとおり行うものとする。ただし、本要領における対象工事に係るものに限る。

- (1) 一般競争入札にあっては、入札説明書により苦情申立てができる旨を教示すること。
(2) 指名競争入札又は随意契約にあっては、各発注機関において掲示することにより、苦情申立てができる旨を教示すること。

6 苦情処理結果の公表

契約担当者は、申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答書を公表するものとする。

第4 再苦情申立て

1 再苦情の申立てができる者及び再苦情申立てができる範囲

第3の3の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、知事及び企業局長（以下「知事等」という。）に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

2 再苦情申立ての方法

- (1) 再苦情の申立ては、契約担当者から第3の3の回答書を受け取った日から7日（休日を含まない。）以内に、書面により知事等に対して行うことができるものとする。
(2) 再苦情の申立てがあった場合は、知事等は速やかに、「大分県入札監視委員会設置要綱」（平成9年大分県告示第465号。以下「設置要綱」という。）により設置される大分県入札監視委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

3 再苦情申立てへの回答

知事等は、再苦情申立者に対し、委員会の審議の結果を参酌した上で、委員会からの審議結果書を受理した日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、その結果を回答するものとする。

この場合において、申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してその旨を、申立てが認められたときは委員会の意見を尊重し、申立てが認められた旨及びこれに伴い知事等が講じようとする措置の概要を再苦情申立

者に対し明らかにするものとする。

4 再苦情の申立ての却下

知事等は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後7日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

なお、知事等が却下の決定を行った場合は、直近の委員会の会議において報告するものとする。

5 再苦情申立てについての教示

契約担当者は、第3の3の回答書中に、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

6 苦情処理手続に係る明示

第4のうち1から3に係る手続については、第3の3の回答書中に記載して明示するほか、7の方法により明示するものとする。

7 再苦情処理結果の公表

知事等は、再苦情申立者に回答を行ったときは、再苦情申立者の提出した書面及び知事等が回答を行った書面を公表するものとする。

附 則

1 この要領は、平成14年4月1日から施行し、同日以前に公告若しくは指名をし、又は随意契約を締結した工事については適用しない。

2 この要領の規定は、当分の間、予定価格が1,000万円以上の工事について適用する。

工事における指名等に関する苦情処理についてのお知らせ

苦情を申し立てることができる者及び苦情の範囲等は下記のとおりです。

記

- 1 苦情の申立てができる対象工事
 予定価格が1,000万円以上の工事
- 2 苦情の申立てができる者
 - (1) 指名競争入札において、同一の工事種別に係る入札参加の有資格業者
 - (2) 随意契約方式において、同一の工事種別に対応する建設業の許可を有する者
- 3 苦情の範囲
 - (1) 指名競争入札において、指名されなかったことに対する苦情
 - (2) 随意契約方式において、契約の相手方とされなかったことに対する苦情
- 4 苦情申立ての方法
 当該工事の契約担当者あてに書面により行ってください。
 苦情を申し立てることができる期間は、指名業者一覧表又は随意契約内容の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を除く)以内です。
- 5 苦情処理に関する事項の公表
 苦情申立書及び申立者への回答書は閲覧により公表します。
- 6 苦情に関する問い合わせは各発注機関へお願いします。

一般競争入札に係る苦情手続きについては、工事毎の入札説明書に明示しています。